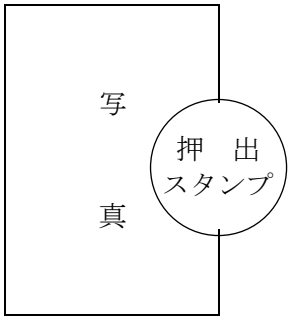
様式第10(第12条関係)

(表　面)

第　　号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第66条第2項の規定による

身　分　証　明　書



職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

経済産業大臣　　印

(裏　面)

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律抜粋

第66条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第76条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一　(略)

二　第66条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。